

1. 法人税

❖ 2020年の法人税の30%が軽減

2020年8月21日付、ハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第77768/CT-TTHT号によると、2020年の法人税の30%を軽減については以下ようになります。

2020年6月19日付、議決・第116/2020/QH14号の第1条に規定する対象に属し、同時に2020年の2,000億ドンを超えない総売上がある会社の場合、2020年の法人税の30%が軽減されます。会社は2020年の法人税の軽減条件に基づいて、四半期ごとの法人税の仮納税及び2020年の法人税の確定申告の際に軽減される税額を自己確定することになります。

会社の会計年度に応じる法人税の課税期間が新暦年と一致しない場合、2020年の軽減される法人税額は会社の法人税の課税期間に適合すると確定されます。

2. 付加価値税

❖ 自動車の修理・保守サービスに対する付加価値税率

2020年8月24日付、バクニン省税務局発行のオフィシャルレター・第2579/CT-TTHT号によると、輸出加工企業(EPE)への自動車(乗客及び商品を運ぶ)の修理・保守サービスに対する付加価値税率については、以下のようになります。

2013年12月31日付、通達・第219/2013/TT-BTC号の第9条第1項に従って、輸出加工企業(EPE)に直接に提供し、輸出加工企業内で消費されるサービスにのみ0%の付加価値税率が適用されます。輸出加工企業への自動車の修理・保守サービスを実行する企業の場合(乗客及び商品を運ぶ自動車)、税率0%の適用対象になりません(自動車は非課税地域内で使用する場合に属さないからです)。

❖ 海外組織へのコンサルティングサービスに対する付加価値税率

2020年9月3日付、ハノイ市税務局発行のオフィシャルレター第80739/CT-TTHT号によると、海外組織へのコンサルティングサービスに対する付加価値税率については以下のようになります。

海外での組織・個人にコンサルティングサービスを直接に提供する企業で、且つベトナム国外で消費する場合、輸出サービスであることが確定され、通達・第219/2013/TT-BTC号の第9条第2項第b節に規定する条件を満たす場合、付加価値税率0%の適用対象になり、且つ通達・第130/2016/TT-BTC号の第1条第2項に従い、付加価値税率0%が適用されない対象に該当しません。

3. 個人所得税

❖ 医療保険料に対する個人所得税の課税所得

2020年8月21日付、ハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第77564/CT-TTHT号によると、医療保険料に対する個人所得税の課税所得については以下のようになります。

雇用者が労働者に任意で保険料の蓄積性がない保険(ベトナムの法律に従って設立していない、稼働していないが、ベトナムで保険の販売を許可されている保険会社から保険を購入する場合を含む)を購入する場合、この保険の購入費は通達・第92/2015/TT-BTC号の第11条第3項(通達・第111/2013/TT-BTC号の第2条第3項第d点第d.2節の修正・補足)に従って、労働者の個人所得税の課税所得に計算しません。

❖ 不動産譲渡活動に対する個人所得税及び登録料の還付

2020年9月10日付、税務総局発行のオフィシャルレター・第3769/TCT-DNNCN号によると、

不動産譲渡活動に対する個人所得税及び登録料の還付については以下ようになります。

不動産譲渡活動から発生する個人所得税・登録料は納税者が税務機関からの納税通知書に基づいて、国家予算に税金を納税するので、過払い金が発生しません。

取引制限、財産の凍結、不可抗力による理由、及び職務機関の規定によるものではなく、双方の主観的な意志により、個人が不動産譲渡取引の取り消しを実行する場合、税務管理法・第 38/2019/QH14 号の第 70 条及び個人所得税法・第 04/2007/QH12 号の第 8 条に従い、税金還付の対象に属しません。

4. 関税

❖ 非関税地区内の企業に再加工をされる商品に対する関税の追徴

2020 年 9 月 4 日付税関総局発行の非関税地区内の企業に再加工をされる商品に対する関税の追徴についてのオフィシャルレター・第 5864/TCHQ-TXNK 号によると、以下の内容になります。

非関税地区での企業が海外から輸入された原料、部品で再加工しない場合（国内企業が原料、部品の全部を非課税地区内の企業に供給する場合）、加工済み製品は、国内市場に輸入される時、関税法・第 107/2016/QH13 号の第 6 条 8 項、政令・第 134/2016/ND-CP 号の第 22 条 1 項と 2017 年 5 月 19 日付財務省発行のオフィシャルレター・第 6519/BTC-TCHQ 号に従って関税が免除されます。

非関税地区内の企業が海外から輸入された原料、部品で再加工する場合、加工済み製品は、国内市場に輸入される時、政令・第 134/2016/ND-CP 号の第 22 条 2 項と 2020 年 5 月 11 日付税関総局発行のオフィシャルレター・第 3018/TCHQ-TXNK 号に従って関税を申告し納付しなければなりません。

5. インボイス

❖ 支払通貨の間違いにより調整する電子インボイスの作成

2020 年 8 月 5 日付、バクニン省税務局発行の支払通貨の間違いにより調整する電子インボイスの作成についてのオフィシャルレター・第 2405/CT-TTHT 号によると、以下の内容になります。

企業が電子インボイスを購入者に発行し、双方がこのインボイスにより税金を申告したが、その後支払通貨が発行したインボイスと締結した契約書の間での不一致が発見された場合、購入者と販売者は間違いの内容を明記する記録書又は合意書を書面で作成し、同時に発行したインボイスを調整する為に新たな電子インボイスを発行しなければなりません。調整する電子インボイスには「.....年.....月.....日付のインボイス記号:.....、インボイス番号:.....、フォーム:.....のインボイスを調整する。」と言う旨を明記しなければなりません。購入者と販売者はこの調整されたインボイスに基づいて申告した税金を調整します。

お問い合わせ：

KHAI MINH CONSULTING COMPANY LIMITED

ホーチミン市第 1 区 Dakao ワード Vo Thi Sau 通り 45 号

Citilight Tower、7 階、704 室

Tel: 84 28 3820 5731 / 2 Fax: 84 28 3820 0906

(英語)

Tran Mai Tuong Vy

tran.mai.tuong.vy@kmc.vn

Nguyen Van Mui

nguyen.van.mui@kmc.vn

(日本語)

Le Quoc Duy

le.quoc.duy@kmc.vn

Nguyen Thi Thao Uyen

nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。
あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。